

介護職員等特定処遇改善加算に係る具体的取組について  
(見える化要件)

法人・事業所名：一般社団法人マホロバ

地域密着型通所介護 デイサービスマホロバ

【介護職員等特定処遇改善加算の取得状況】 \* 令和6年11月～  
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

【賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容】

(入職促進に向けた取組)

・法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化

(資質の向上やキャリアアップに向けた支援)

・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する略談吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等

(両立支援・多様な働き方の推進)

・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備

(腰痛を含む心身の健康管理)

・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

(生産性向上のための業務改善の取組)

・タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減

(やりがい・働きがいの醸成)

・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善